

議事録

平成26年12月18日

三浦市下水道事業審議会

1 場 所 南下浦市民センター講堂

2 日 時 平成26年12月18日（木）午前10時から11時50分

3 委員の現在数 10名

4 出席委員氏名 石原 正宣 委員
藤田 昇 委員
鈴木 寧夫 委員
蛭田 彰 委員
石渡 定子 委員
佐原 誠司 委員
北野 義則 委員
水田 豊人 委員
高岡 達也 委員
杉山 実 委員

5 議 題 1 諸問事項
(1) 下水道使用料の見直しについて（継続）
2 その他

6 出席事務局 角田 秀之 上下水道部長
宮越 輝之 上下水道部下水道課長
秋本 晃志 下水道課普及促進グループリーダー
鈴木 正美 下水道課整備維持管理グループリーダー
山火 俊徳 下水道課主任

【午前10時00分開会】

事務局(部長) それでは定刻になりました。皆様、本日は年末のたいへんお忙しい中、ご出席をいただき、誠に有難うございます。
只今から平成26年度第2回三浦市下水道事業審議会を開催いたします。
まず、前回欠席の委員さんをご紹介いたします。

(蛭田彰委員紹介)

事務局(部長) 本日は、委員さん10名全員の出席でございます。
三浦市下水道事業審議会条例第6条第2項により、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。
それでは鈴木会長、会議の進行をよろしくお願ひいたします。

会長 それでは会議を進めてまいりたいと思います。
まず、本日の議事録の署名人ですが、藤田委員さんと石渡委員さんにお願いします。
後日、議事録に署名、押印していただきますのでよろしくお願ひいたします。

会長 次に、職務代理の選出について、ご確認願います。三浦市下水道事業審議会条例第5条第3項により、職務代理を定めました。
蛭田委員さんにお願いすることにいたしましたので、皆さんご承知おきいただきたいと思います。

会長 次に、この審議会の公開についてですが、前回お話を省いてしまいました。
すでに傍聴を可能としておりますが、事務局のほうから考え方を述べてください。

事務局(部長) 三浦市情報公開条例により、この審議会の会議は原則として公開となりますので、傍聴ができるとしました。ただし、公開することにより公正又は円滑な運営が著しく阻害されると認められる場合で、審議会が全部又は一部を公開しないこととしたものについては、例外とされています。この例外として扱うことが適当と思われる際には、委員の皆様あるいは事務局より発意し、審議会として決めていくことにしたいと考えます。
また、同条例で規定している公開の原則の趣旨にのっとりまして、また、同条例を所管する市民協働課の見解を聞いた上でございますが、傍聴人への本日の会議資料の配布、市のホームページ上での議事録と会議資料の公開も原則行うことにしております。議事録に載せる発言者の表し方につきましては、審議会委員はお名前、事務局は役職名を載せたいと思います。議事録のホームページ上での公開につきましては、三浦市都市計画審議会運営要領の規定にならって考えました。議事録に載せる発言者の表し方につきましても、三浦市都市計画審議会で行っている例にならって考えました。
会議の公開についての事務局の考え方は以上です。

会長 只今事務局から、この会議は原則公開という話がありました。
議事録については、市のホームページ上で公開する、発言した委員の名前を載せる、
ということでございます。
お諮りします。この会議の公開の仕方につきまして、只今事務局から話のあったとおりにするということで、皆さんよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

会長 それでは、そのようにしていきたいと思います。
続きまして、本日の議題に入ります。
前回に引き続き、諮問事項であります、下水道使用料の見直しについてを議題といたし

ます。

前回の審議におきまして、四つの点について、継続して審議することが確認されました。

1点目は、消費税の税率について、再計算したうえで新たな改定案が示されるという点です。

2点目は、市民の方々に下水道使用料の値上げをお願いする一方で、下水道事業としての経営努力はどうなっているのかという点です。

3点目は、他の自治体との比較ということについて、三浦市と同規模の自治体と比較するとどうなのかという点です。

4点目は、下水道施設を適正に維持管理していく事業について、長寿命化という言葉が出てきましたが、これまで、そしてこれから、どのようにしていくのかという点です。

以上4点につきまして、本日、市から資料が用意されています。これにつきまして、事務局から説明を受けた上で審議を進めたいと思います。

ではまず、事務局から説明をお願いします。

事務局(課長) (資料「下水道使用料の見直しについて」のうち、「1 消費税率の再計算による見直し案の変更について」及び「2 下水道の経営努力」について説明)

事務局(部長) (資料「下水道使用料の見直しについて」のうち、「3 同規模自治体における比較」について説明)

事務局(課長) (資料「下水道使用料の見直しについて」のうち、「4 下水道施設の適正な維持管理」について説明)

事務局(部長) 続きまして、西南部の取組状況について説明します。

下水道を社会インフラとして整備していくのが私たちの役割です。

東部処理区を除くと、10数か所の流域ブロックに分かれます。この流域ごとに汚水処理施設をつくった場合、コミュニティプラントという制度もありますが、そういうことでできないか、それから技術的なものも、1処理区だとか、あるいは広域化の話、実際には利害関係というか相手のあることなので、なかなか踏み込んだレベルでここでお話しできませんが、そういう研究もしています。

三崎地区は人口のピークが平成5年の25,633人ですが、今年12月1日では19,064人、6,569人が三崎地区だけで減少しています。ピーク時の76%になっています。今後どうなるのかといいますと、人口問題研究所、平成47年、いまから21年後ですが、下水道事業を計画するときはだいたい20年後をみるとことになるのですが、三浦市全体で34,830人になっています。65歳以上の高齢人口が43.5%、昨年度決算のときの数字が33.2%なので、高齢化がさらに10.3ポイント進むということです。計画人口を何人にしたらよいのかという難しい、都市計画、整開保(整備・開発・保全の方針)、総合計画との関連、なかなか不透明なところがあります。

東部処理区でも課題となっている水洗化率が86.9%です。三崎地区で下水道を進めた場合に果たして水洗化率が何%になるか、高齢化率が43.5%になってゆく中で、下水道事業は皆さんに接続していただいた下水道使用料で賄っていますから、経営的な不安を正直もっています。水需要の見通しが難しいこともあります。近年、公共工事の事業費が跳ね上がってきています。オリンピックや3.11の震災の影響といわれていますが、事業費の算定も難しくなっています。

下水道の計画を策定する上で悩んでいるところです。

さらに下水道特別会計を支えている一般会計の財政見通しも極めて厳しいということで、繰出金にも限度があります。平成25年度決算では、実質公債費比率が18.4%になりました。18%を超えると、今までのように協議ではなく、許可がないと新たにお金は借りられなくなります。全国的に1,741の基礎自治体がありますが、18%を超えている37の自治体のうちの一つとなりました。平成30年度からは一般会計に収支不足額・赤字が出るだろうという資料も出ています。

このような中で公共下水道整備に着手しますと、供用開始までノンストップでやるという事業の性質があります。途中でやめようにも国庫補助金を返すというようなこともなりかねませんので、極めて慎重な判断が必要になってくると考えております。

会長

事務局の説明が終わりました。

審議をお願い申し上げたいと思いますが、いかがでございましょうか。

水田委員

確認と質問をしていきたいと思いますけど、経営努力について、色々と整理をしていただきまして、ありがとうございます。その中のまず一つ、最初の水洗化率についてですけれども、全国的な平均に近いというようなお話がございましたけれども、高いところもあるわけだと思いますが、そういう中でですね、今回の25年度末、いわゆる未接続が13%ほどあるということなんですが、この理由と言いますかですね、進んでいるところとの違いを教えていただきたいのですが。

会長

はい、事務局。

事務局(課長)

これにつきましては、5ページの下の表の平成21年度から25年度までのうち、21年度の備考のところに「緊急雇用創出事業あり」とありますが、この事業を活用しまして、結構精力的に活動しました。その際にですね、アンケートといいますか、接続がなかなか難しいということで、478世帯ぐらいから回答をいただきましたけれども、やはり圧倒的に経済的理由で難しいというのが6割を超えるぐらいいただきました。そのほか、検討中とか、家の中で協議しているとか、見積もりを依頼しているとか、そういったふうに答えた方が8%ぐらいですね、そういったようなことで、圧倒的にやっぱり経済的な理由、排水設備の整備などで、長期間にわたって二の足を踏んでいるというような状況でございます。

事務局(部長)

高齢化の影響もあるかと思いますけれども、そもそも人がいなかつたりします。空き家っていうんですかね。「私たちは高齢化で私とおばあさんしかいないくて、いつ死んでもおかしくないような状況なので、公共下水道に入ろうとは、浄化槽があるからそれで何とかやっていきたいんだと、お金をかけたくない。」という声ですね。やはり皆さん生活が厳しいなという印象を受けております。

水田委員

それと併せてですね、大口需要者の方の未接続がかなりあるような、これ内訳はわかりませんけれども、報告がありましたけれども、大口需要者の方、先ほどありましたように、料金収入に貢献する度合いが非常に大きいと思うのですが、この大口需要者の方の理由ということはどういうことでしょうか。

会長

はい、事務局お願いします。

事務局(課長)

たまたま昨日1社ですね、お願いさせていただきましたけれども、やはり経済的に厳しいというか、例えばその会社でしたら、一つのその会社の施設を縮小するぐらいのことも考えている。あるいは、光熱水費の率をこのぐらいで収めたいという目標があるんですが、それに比べてまだ全然これが高くてですね、したがって、下水道に切り替えるという設備投資がなかなか判断つかない、もうしばらく待ってくださいというようなことです。

事務局(部長)

私が大口需要者にお会いしたところではですね、たまたまと言うんでしょうか、合併浄化槽が比較的新しくて、まだ供用してから10年程度しか経ってなくて、もう少しこれが使えるうちは使って、これが壊れたら接続するというようなお話をいただいているところでございます。なかなか現在合併浄化槽で生活できている、仕事ができている、業務ができているというような方からしますと、新たに設備投資というんでしょうかね、下水道については二の足を踏んでいらっしゃるというような経営者の方もいらっしゃ

います。

会長 よろしいですか。

水田委員 はい。

会長 他にございますか。

石原委員 幾つかあるんですけれど、5ページのところでいまお話のありました、議会でも下水道法からいったら何年以内に接続しなければいけないんだという話があったのだけれど、それを乗り越えても経済的な理由はどうしても優先されてしまうのかなと、現実的にはそれはそういうふうに思います。その中で、いま合併浄化槽が比較的新しいという話があったのだけれど、衛生面・環境面からみて、それだと何となくまあまあという感じがあるのだけれど、5ページの真ん中の表がありますよね。で、合併浄化槽と単独浄化槽と汲取りがありますよね。問題は、単独浄化槽の部分と汲取りの部分を継続しているところが、より違う観点でも問題になってしまふんですね。で、これは先ほど西南部の公共下水道の話もあったけれど、もしあちらをいまの状況がずっと続くと、やっぱり問題は単独浄化槽を西南部の区域で使っている方、そして汲取り、これが一番問題になって、西南部のほうは新たな施策を組み立てないといけないと思います。ここ部分についてはやはり、より重点的にやってもらう必要があると思うのですよ。それだけちょっと指摘をさせていただいて、拒否はしないと思うので、今後の取組みでこういうことに力を入れていきたいというところに付け加えていただきたいなというふうに思いました。

で、お聞きしたいのは、7ページのところの、私これ初めて聞いたのだけれども、下のほうに「無断接続」なんていうのが初めて出てきたのだけれども、これはどのぐらいこういうのがあるのですか。「誤接続」もそうだけれども、誤って接続する、こんなのは許されないですよね。どの程度なんですか。

事務局(部長) 実際に我々も分からなかつたのです。それで、もうこの家には接続していただきたいということで戸別訪問をしているわけです。そうすると、玄関のところの道路際に公共汚水樹があるわけですから、そこまでコンクリートカッターで切った跡があるんです。で、ここは接続していないはずなのに何でこんな所に工事をやった跡があるんだろうということでおかしく思つます。お話を聞いてみると、ご家庭の方は何も知らないで、私たちはもう公共下水道に入っていると思っているわけです。しかし、実際下水道使用料を我々はいただいているわけです。それで、どこがこの工事をやったのか業者さんを探す、どこと契約して工事をやったのかお聞きします。そうすると、工事業者さんがですね、「手続きを忘れていました。」と。で、その施主さんは、当然工事代も業者さんにお金を払っているわけですから、業務のそいつた接続に関する事務も全部やってくれていると思い込んでいるわけです。で、これはたいへんなことだということで、業者さんを呼んで厳重注意していますけれども、過去に私が知っている件では4件か5件出ておりまして、本当に施主さんには申し訳ないですけれども、遡ってお金をいただいております。

石原委員 指定工事店に関しては、指定を外すとか何とかというのは、そういうのはペナルティーを与えたことはあるのですか。

事務局(部長) これは、始末書ということで、その次に更新があるんですよ。1回指定工事店の指定がずっと未来永劫にということではなくて、更新があるので、その更新の時期までに前回やった所の後始末をきちんと行うように指導します。そういうことがないと、更新そのものの受付をしませんというようなことを言っておりますので、そういういたところは自然に淘汰されてきているということでございます。

石原委員

それからですね、一番お聞きしたかったのは、11ページのところで、長寿命化に関しては、私ちょっと計画を出してくれという話をして、出していただいたわけですけれども、私がお聞きしたかったのは、27年度以降よりも、今年度までに長寿命化の努力をしていたのかしていないのかというところを聞きたかったのだけれど、この11ページの表では、そういう観点では全然載っていないですよね。空白になっていますよね。要は、27年度からは補助金をもらえる、補助金を基にした計画ですよね。ですから26年度以前は長寿命化の考え方はなかったのですか。

事務局(課長)

ここで書いております「ライフサイクルコストを最小に」というねらいですけれども、適切な管理を施すことによって耐用年数が過ぎても延命が図れるというねらいがあるのですが、正直こういったところも、今後そういう認識を持ちながらやっていきたい。したがいまして、もちろん国の補助金を活用することもそうなんですけれど、やっぱり施設の維持管理をしっかりとやっていくということです。

高岡委員

ちょっと補足というかですね、ちょっと私の立場で言うのもどうかというのもあろうかと思いますけれども、一般的にですね、長寿命化計画というのは、処理場施設で機械とか電気設備とか、耐用年数標準がだいたい15年とか、物によっては20年とかあるのですけれども、ある程度経つてからそれからどうしていこうかというものなので、三浦市さんの場合は、まだ供用してからいま現在ではそんなに日が経っていないので、いまはそういう長寿命化対策というものの重要性というのがそれほど露呈していないという状態なんですけれども、ただ、今後その施設を維持していくには、しっかりとメンテナンスをして、ある程度全部の施設を取り換えるのではなくて、特定した部品だけを換えていくことによって、施設が15年といわれるものが30年になったりとか、そういうような長持ちしていく、そういうことになるので、それをこれから、まさにいまだいたい15、16年経つてから、これからやっていかなければいけないという、三浦市さんはそういう認識なのではないのかなと思います。

石原委員

供用開始は平成10年でしたっけ。

事務局(部長)

平成10年です。

石原委員

いま高岡さんも言われたけれど、ちょうどまさにそういう時期ですね。

事務局

(整備維持管理
グループリーダー)

それぞれの機械設備のメンテナンスについては、メーカーが推奨するような、例えば5年や10年などに基づいてメンテナンス計画的なものを作らせてもらって、それに基づいて予算要求等をしますが、当然財政的な部分もありますので、予定どおりにはいかない部分もありますけれども、そういう形でメンテナンスは今までやってきております。

石原委員

このところは、パーセント、値上げの部分でも関わってくるところかなと思うので、27年度に計画を作るというのは、これはきちんと作ってもらわなくてはしょうがないのだけれども、計画期間は何年ですか。

事務局

(整備維持管理
グループリーダー)

5ヶ年です。基本的に5ヶ年でできる計画を作らなければなりません。

石原委員

そうすると、こここの表の中にあるのは、27年度に計画を作って、それに基づいた施策というのは28年度からやるわけですか。

事務局

(整備維持管理
グループリーダー)

27年度に機械設備・電気設備についての健全度判定という詳細な調査を行います。

- 石原委員 計画を策定するのは27年度ですか。
- 事務局 28年度です。
(整備維持管理
グループリーダー)
- 石原委員 そうすると、計画期間というのは、28年度で計画を立てると32年度までですか。
- 事務局 29年度に実施設計を行い、30年度から更新工事という形です。
(整備維持管理
グループリーダー)
- 石原委員 それならば、こういう表を作る時は、ここで計画を作るというのだから、市民の皆さんにやっぱり計画期間まではきちんと出すべきではないですか。私はそう思います。これだけ見たら、30年度で終わりのように見えますが、どうですか。
- 事務局(課長) ご指摘のとおり、決してそういうことではありません。5ヶ年計画ですから、何か作らざるを得ないわけでもないのですけれども、今回、数字を積み上げて算定した4年間というものが平成27年度から30年度までと区切られたものですから、すみません。
- 石原委員 いいんですよ。それは謝るところではなくて、長寿命化が結構やっぱり大事なポイントになるから、前が空白になっているでしょう。逆に言えば、いま私が最初に言ったように、やっていたのですか、やっていないのですかと言ったら、そういう感覚ではやっていないと。だからそこは要らないではないですか、空白のところは。やっていないのだから、逆に言えば。運営との関係では表として作らなければいけないのだけれど、それは入れたほうが良いですよやっぱり、後も。それをちょっと確認しておいてください。今後、またホームページなどで出してゆくのでしょうか。もしここで3回目があるのだったら、3回目までに表を作つて出さないといけないと思います。
- 事務局(部長) これから、市民にPRをする必要がございますので、そういった資料の出し方については、十分その辺は考慮したいと思います。
- 石原委員 最後、8ページのその他のところで、今後の公営企業会計の云々というのがあるのだけれど、これはどうなんでしょうね。市民の方たちに、まだ府内でもこれは市民権を得ているという言い方をしていいのかどうかわからないのだけれど、下水道部だけで思っているのか、府内でもきちんと話合い、政策経営部などで経営会議でされて、もう公共下水道は公営企業会計のほうへ移行すると、そういうことが確認されているのですか。
- 杉山委員 いまのご質問のところはですね、実は上下水道部に機構が変わり、いま所管が上水道・下水道同じところでございますが、その1年前ぐらいからの段階で、公営企業法に基づくいわゆる全適用のメリット・デメリット、こういったものについての検討は、単に担当部、上水道・下水道、当時、だけではなくて、財政面や政策的な面での検討はしてございます。ただ、検討の結果、現段階においては、いわゆる全適用、これは病院では全部適用なのですが、それだけのメリットがなかなか見えないという部分が、もちろんメリットの部分もあるのですけれども、そういう検討の結果が中間的に出ております。今後、それは公営企業法に基づく下水道事業のあり方というものを検討していかなければいけない、そういう意味ではですね。結論は出ておりません。
- 事務局(部長) いま、経過についてはいま副市長がおっしゃったとおりなのですけれども、今年になって総務省のほうから通達というのでしょうか、来年、平成27年になったら通知を出しますという前触れのものが来たのです。今年の確か9月か10月のことだと思いますけれども

ども。それで、ロードマップを示しますということで、人口が3万人以上の下水道については企業会計化しなさいというようなところが、ロードマップで示されたばかりなのです。それで、これについては、平成27年度から平成31年度まで、集中取組期間と称しまして、いま申し上げた人口3万人以上の下水道、それから簡易水道、こういったものについても企業会計化しなさいというようなことで、財源措置につきましては、今後、来年になってから、1月だったか、移行経費に対する地方財政措置を平成26年度中に決定する、具体的な内容については。なので、我々そのことは何もまだわかつております。

杉山委員

いま、国はそういうことで通達をしているようですが、地方公共団体の三浦市としてはその検討を既にしていますから、そのことは全く無意味ではない。問題は、この国のような示すべき方向を基礎的自治体の三浦市公共下水道事業として戦略的に本当にそれがメリットがあるのかどうかということを積極的に押し上げていませんと、多分、これ地方創生のあり方とか、いわゆる小都市に対する簡易水道なども含めて、かなり優位点が出てくるかも分からないという期待感があると思うのですけれども、ぜひこういったものも私が言うのも何ですけれども、府内的にも注視をしながら、単に下水道事業の国が言うからスライドをするということで、いま角田部長は考えておりませんから、そういう意味では戦略的にやっていきたいということでございます。

石原委員

私がなぜそれを言ったかというと、下水道使用料の見直しなんですよ。その部分については、まだいまのお話を聞いていても、まだまだ不十分ですよね、府内的な議論も今後の見通しも。で、直接、いま来年からの下水道使用料の見直しにはあまり関係ないのではないかかなと思っているのですよ。そうすると、こういうものが入ってくると、何て言うのか、余計な情報が入っていて、で、その情報も不確定な情報だと。だからそういうものはここに入れる必要はないのではないかなと思うのです。ここへ入っていると、これも加味して料金の見直しなのかと、そういう誤解をされてしまうので、こんなのは私は要らないと思うのですけれども、皆さんはどういうふうに考えられるのか。

会長

はい、ありがとうございます。
では、その件について、事務局。

事務局(課長)

確かにこの点について、今回、下水道使用料の見直しの理由というふうにしているところでもございませんし、今回ですね、前回にですね、使用料の値上げを市民にお願いするその一方で、どういう経営努力がされているのか、そういうことが求められますよというようなところで、今回の資料作りをさせていただきました。例えばその、またこれ国のことへん申し訳ないのですが、国のほうで出している下水道経営改善ガイドライン、こういったものがございますけれども、こういった中にも大きな項目としてございます。

石原委員

それは分かっています。私はこちらには賛成なのだから、個人的にはやりなさいと言っているではないですか。ただ、それを見直しの資料に入れることができなんだと言っているだけなのです。

杉山委員

私も行政側の委員ですので、そこは石原委員ご指摘のところを差し控えていたんですが、二つの側面がこの資料に含まれていると思います。そこをきちんと整理する。今回の下水道料金を改定する、一つの指標として前回の消費税について、あるいは経営努力、他の自治体との比較、これらについては料金改定に対する考え方としてきちんと区分する。そして今後のあり方として先ほど西南部の問題がございました。いまの議論のところですが、そういうところは参考資料として、私はこれはよく積極的に出したと思います。だけどそれは区分しておかないと、いま石原委員ご指摘のようなかたちで、それらが全部下水道料金の継続ってこんなになってしまうのではないかという懸念がありますから、ちょっと整理をしたほうが良いと思います。

石原委員

単純なほうがいいですよ。16%をどういうふうにとらえるか分からんんだけど。水道料金のときも、14.何%ですか、あの値上げのときに市民の皆さんがあつた、陳情なんか何回こられたか分からない、そういうことにつながってっちゃうんだよね。要素はちょっと違いますけど。ですから、分かり易い資料を作ったほうがいいです。確定しているなら入れなければいけないけど、そうじゃないなら要らないと思う。

会長

他に。

藤田委員

いま、関連で、私も区分はしたほうがいいかなと思います。今回私もPPPについては一般質問したんですが、ここでも載せていただきましたが、現実的に具体的なコスト削減に対する最終提案ということで、直ちに行うべき事項についても示されて、数字的なものも削減額とかホームページにも記載されています。そういう一つの提案、そのまま三浦市にスライドできるかというのはまた違う問題で、いま部長を中心しつかり検討していただいているのは承知していますので、それは成果が出てからきちんと、だからこういう書き方でいいと思うんですけど、いまの段階では。その辺もきちんと経営努力として、今後取組として行っていくということに対しては参考資料として別立てにしてやったほうがいいのではないかと。現状は現状としてしっかりと見据えていく、今議会でも水洗化率については具体的な問い合わせも出ています。そういう取組もしているということを明確に市民にわかりやすくしていくことと、なぜ料金を上げなければならないのかということを理解していただくことが一番の課題だと思いますので、その辺のところは石原委員と同じように区分したほうがよいのかなと思います。今日はちょっとその辺の提案についてPPPについてもどのくらいまで進んでいるのか、もし聞ければ聞きたいなと思っていたのですが、だいたい内容的にはまだ途中段階だと思います。先ほど電気代とか含めてコスト削減が明確に示されている、検討して進めていくという話もありましたので、これについても数字的なものが明確に出ていますので、ホームページに公開されていますので、その辺を含めてきちんと整理をしていただいたらいいのかなと思います。

会長

はい、ありがとうございました。立場持ち場で色々な思いが違ってくるのはやむを得ないことだと思いますが。他に何かありますか。

蛭田委員

金田区の区長をしていますが、一市民若しくは地域性から考えますと、受益者の負担をある程度請け負わなければならないという意味合いもよくわかるんですけど、今日のお話の中で、国庫補助の問題が出ましたが、これで期待がもてるのかなと。もう一方を見ると先ほど指摘があったように、不明な水が流れてくるのが10%弱ですか、9.7%というのが多いのか少ないのかということになりますと、何でそんなにあるのという話もあると思うんです。それから水洗化の普及度ですね。これは先ほどもあったように経済的な負担がしきれないお宅が非常に率的には少ない。し尿の問題でも前に出てましたが、そういった人たちの資金の応援というか、難しい要素があるんだろうけど、どの程度のことがあるのか。そういう弱い部分、少ない部分の手立てがPRに努めるという裏側では当然つながってくるのだと思うのですよ。そうしないと多くの市民がそうかわかったとならない。基本的には人口が減って、維持管理に金がかかって、だから受益者として応分の負担を受け入れてくださいという理屈は分かっていながらもね、基本的なものに反対とは思っていないんですけど、少しでもさっきの率、割合を抑えていくというのが、庶民の必要最低限の願いだと思うんです。まだ昔ながらのスタイルでし尿処理しているお宅なんて、パーセントでは低いんだろうけど、手立てがなかなか見えてこない。どこかに1個あってもいいし、それ一つとして資金の応援はこういうような仕組みがありますよ、そしたら三浦市が下水道できれいになりますよというのがあったらいいのかなあと思うんですけども。先ほど話があった国庫補助はまだ先のようなので、大きな話の薔薇色よりも、下々の薔薇色とまでいかないけれども、願いたいなど、こんな思いでいます。

会 長

どうでしょう。その点については。

事務局(部長)

設備投資、宅内配管にはお金がかかります。三浦市では60万円を限度に工事をする場合に民間の関係金融機関からお金を借りた場合には利子がかかりますので、利子相当分については市で補助しましょうという制度があります。これについては、遅滞なくつないでいただかないといけないものですから、3年間という期間を定めています。ピークが平成13年度とか14年度で、13年度が64件、14年度が59件ということで実績があったんですが、その後金利が非常に下がってきて、また利息のことまで考えると銀行からお金を借りてまでというのがあまりなくなってきて、実績としては平成18年度から申請がないものですから、補助を行っていません。

会 長

はい、石渡委員、どうぞ。

石渡委員

先日も申し上げたんですけど、値上げというのは市民からすると結構抵抗があることなんんですけど、やはり受益者負担の面からみてもそれは当然だし、今回さらに委員からの要望もあって、全国的に三浦市の価格がどうなっているのかということも今日詳しく資料を出していただきました。

ここだとすぐ横須賀市とか隣接した所と比較しやすいんです。どごどこは恵まれている、でも三浦はこういう点ではいいところあるよ、なんて女性は細かいところを目を入れたりするんです。でもこの表みると、三浦市の場合、一般会計のほうから結構投入しているということはよくわかりますので、これだけの資料をそろえて担当の方たいへんだったと思いますが、こういう説得力のあるというか、資料をもとによく検討していくだいていると感謝しました。

今回いただいた資料の中で、国の制度を利用できる部分というのは、これからは当然ね、最近では災害の問題が結構浮き彫りになってきていますから、やはり生活の中で一番困るのは水であって、家庭で3日分の水は用意しなさいというくらい水は生活になくてはならないものですから、そういう点で国の制度を十分検討されて、一般会計を投入しなくとも利用できるような研究を、いままでもしてられるでしょうけど、それ以上に国の施策が変わってくる部分もありますので、十分検討していただきたいと思います。

私事ですけど、公共下水道の計画されていない部分で、汲取式トイレを水洗にした場合の合併浄化槽、生活雑排水が一番海を汚すという頭が強いです。ですから私ども、EM菌、力だんごを組合とで行政にお願いして、いまでも厳しい財政の中からでも1年に1回、力だんごの投入をはかってもらっています。ですからその部分では、ここにも二町谷の理事さんがいるんですけど、本当にすごいヘドロだったんです。中に踏み込んでしまうくらいすごかったのに、いまは砂地が出てきているんです。やはり続けるということは大事だと思うんですけど、厳しい予算の中から公共下水道が初声地区と三崎地区はいつになるか分かりませんが、それまでの間お互い市民と協力し合って、きれいにできるところは、力だんごのようなことを、身近な所でお手伝いしてくれる方がいるからできるんですけど、行政のほうも続けてやっていただきたいと思うんです。公共下水道はお金がかかってみたいへんなのはよくわかるんです。私も公共下水道をさんざん議会で訴え続けてきた一人ですから、これも大事なことなんで、当然三浦市のように厳しい財政のところは国の特別交付税とか、制度の中で利用できるものは利用していただきたいと思います。

こうして資料を見ますと、日頃ご無沙汰ですが、結構キャンペーンなどやってね、接続していただくと言ってもなかなか個人的にお金がかかるですから、夜訪ねて行政が苦労しているのがわかりました。

合併浄化槽は、自分自身が味わったんですが、ずっと汲取りだったんですよ。近所にもまだ汲取りの家はあります。新築されたところは単独浄化槽になりますけど、でも台所の污水は側溝を通してそのまま海へ流れ込んでいるんです。合併浄化槽の推進も、国と県と自治体の補助金が合わせて3分の1くらい出て、私も3年前に利用させてもらって、いまは本当に快適。自分が合併浄化槽、国行って調べてきて、一般質問をやって。ですからこういうものをPRされて。

新築の場合は当然合併浄化槽にしなくてはいけないんでしょうけど、改築の場合はこういう補助があるよということで。年度の当初に予算の関係があるから、今年は何基と数が決められていると思いますが、年度の初めに改築するのに大工さんが申し込んでくれたら補助が出たんです。ところが12月に申し込んだらもうないですと言われた。これは不公平だということで私が一般質問したことがあるんです。何で同じ年の中で12月ぎりぎりで申し込んだ人は駄目で、6月なのに申し込んだ人はできちゃう、おかしいじゃないかと。

値上げについては、十分この内容で。いまいろいろな意見が出ましたからね。検討されて諮問に対する答としては、上げることは仕方ないのかなと思っております。

石原委員

いま、石渡委員からも諮問という話が出たんですけど、行政が諮問しているのは、16.13%の値上げでよろしいでしょうかということですね。そのための資料をそろえていただき議論したわけですが、そちらのほうでは、今日は2回目ですが、今日である程度諮問に対する答申ができるところまで考えているのか、もう一回設けますよと考えているのか、あと昼まで20分くらいなので、どうなんですか。

会長

できれば今日でという考え方を持っております。

事務局(部長)

皆さんからの意見の集約がこれから会長にしていただくようになりますけれども、今後の資料の作り方、市民PRのあり方、それから経営努力など付帯意見といいましょうか。特にこのことについて論点があって、さらに議論しなくてはいけないんだということがあれば、1月に設定したいと思いますが、そうでなければ。

杉山委員

もう少しそこは明確に、今日2回目の議論をしていてね、付帯意見を付すべきだという意見は私はないと思っているんです。少し強圧的に聞こえるかもしれません。ただし、資料のつくり方、料金の改定に対するもの、今後の課題や市の動向などについてはこれは区分をすべきだという意見が、これは西南部を含めて。そういうことをやることによって先ほど鈴木座長がおっしゃった、今回行政体としては2回目で答申をしていきたいという意思なんですかということだと思います。そこは明確に。

会長

それはつきり、事務局。

事務局(部長)

いま、ございましたように、基本的には今回で一定の結論をいただければありがたいというふうに考えております。

石原委員

そうすると、理由をもう少し明確化させておいたほうがいいのかなと。例えば1ページで言えば、先ほど石渡さん言われたように、一般会計の繰入金がこれだけ多いので、市全体の財政や納税者のことを考えると、やはり不足分の受益者負担をしていかなければならないとか。これが一番大きな理由だと思いますが。それで今後長寿命化を考える計画を立ててそちらへ向かって事業を遂行するには、やはり補助金だけでは不足する、使用料で補っていかなければならぬ、16.13%の値上げはやむを得ないのでないか、これは私個人の理由付けですから、それをこの審議会で理由付けをして、そうすれば今回で閉められるのでは。

北野委員

ほとんど同じようなことですが、16%近い、その値上げですか、これは簡単に言うといまの施設であって、いわゆる本当の修繕みたいな感じで運営するだけでも16%要るのか、その中に長寿命化がどのくらいの割合で、半々くらいで入っているのか、つまり、多分市民の方、今度逆に、いろいろな公平、不公平よくない、値上げだけに、長寿命化で再び値上げになるのかどうか、近いですよね、28年度は。それ入っているのか入っていないのか、最初があつて終わりのほうにあるものなのか、ちょっとよくわかりづらい。

事務局(部長)

4年間の積算の中では、長寿命化にかかる経費が入っています。そういうことがわか

るよう工夫をしたいと思います。

水田委員

そういう意味でいきますと、長寿命化をしないと、さらに設備投資、だから長寿命化が必要なんだと、それをやるタイミングはいまなんだと、そこをわかりやすく説明したほうがいいと思います。

会長

本日、各委員の方からいろいろご発言をいただきました。下水道事業に対する意見をさまざまいただきましたが、総じて、今回の下水道使用料の改定につきましては、やむを得ないのではないかということであったと感じております。よろしゅうございますか。

したがいまして、本審議会としましては、皆さんから出された意見として、今後の下水道行政に対する要望等を伝えつつ、約16%の料金改定はやむを得ないのではないかという趣旨で、市長に答申をしたいと思いますがいかがございましょうか。

(委員の中から) はい。

会長

はい、ありがとうございます。それではご異議もないようでございますので、先ほどのような主旨で答申をしたいと思います。なお、答申書につきましては、私のほうで事務局とは確認をとった上で作成しまして、年内にも市長に提出しまして、同時に委員の皆様にもこの写しを配布するということにしたいと思いますが、よろしいでございましょうか。

(委員の中から) はい。

会長

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。
続きまして、最後になりますが、皆様からその他で何かございますでしょうか。

(委員から発言なし)

会長

それでは、今回の市長の諮問に対する答申につきましては、皆様のご確認もいただきましたので、最後に私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

私、前回会長を仰せつかったときの挨拶の中で、下水道は市民の生活環境や公衆衛生の上で欠かせない事業であると述べました。しかし一方、市の財政はたいへん厳しい状況でありますから、この事業を運営していくことはなかなかたいへんでございます。西南部の下水道も手付かずのまま残されておりますが、三浦市としましては、今後も難しい下水道事業の運営が続くと思いますが、経営努力をなお一層されまして、私たち市民にとっての最善と言える下水道事業を今後も続けていかれますよう、お願いする次第でございます。

委員の皆様におかれましては、二回にわたりまして、活発なご意見をいただき、議論をいただきまして、たいへんありがとうございました。お陰で本日、会長としまして、市長への答申の主旨をまとめることができました。今後とも、三浦市の下水道事業に対しまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それではこれをもちまして、平成26年度第2回三浦市下水道事業審議会、通算第19回審議会を閉会いたします。委員の皆様、本当にありがとうございました。

【午前11時50分閉会】